



山形県公報

令和3年11月2日(火)
第252号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 知事指定薬物の指定の失効……………(新型コロナワクチン接種総合企画課) ……1085
- 山形県民の海・プールの利用料金……………(観光復活戦略課) ……1086
- 公共測量の実施の通知……………(農村計画課) ……1089
- 同……………(同) ……1090
- 同……………(県土利用政策課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……同

### 企業局関係

#### 告 示

- 昭和54年3月県企業告示第1号(県公営企業に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定)の一部改正……………1092

### 公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出……………(商業・県産品振興課) ……同
- 一般競争入札の公告……………(会計局) ……1093

## 告 示

### 山形県告示第832号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。)第15条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が失効した。

令和3年11月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 失効した知事指定薬物の名称

- (1) 1- [1- (ベンゾ [b] チオフェン-2-イル) シクロヘキシル] ピペリジン及びその塩類(通称名 Benocyclidine、BTCP)
- (2) N, N-ジエチル-2- {2- [(4-メトキシフェニル) メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン及びその塩類(通称名 Metonitazene)
- (3) キノリン-8-イル=3- [(4, 4-ジフルオロピペリジン-1-イル) スルフォニル] -4-メチルベンゾアート及びその塩類(通称名 2F-QMPSB)
- (4) N- (アダマンタン-1-イル) -1- (シクロヘキシルメチル) -1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類(通称名 ACHMINACA、Adamantyl-CHMINACA)

#### 2 失効の理由

条例第2条第6号に掲げる薬物に指定されたため

#### 3 失効年月日

令和3年10月31日

山形県告示第833号

山形県民の海・プール条例（平成12年3月県条例第26号）第7条第2項の規定により、山形県民の海・プールの利用料金を次のとおり承認した。

令和3年11月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

| 区 分    |    | 利 用 料 金                   |                           |           |
|--------|----|---------------------------|---------------------------|-----------|
| 個<br>人 | 一般 | 回数券による利用の場合               | 1人11回につき                  | 6,000円    |
|        |    |                           | 1人22回につき                  | 10,800円   |
|        | 一般 | パスポート（1年間）による利用の場合        | 1人1年につき                   | 32,000円   |
|        |    |                           | パスポート（半年間）による利用の場合        | 1人180日につき |
|        | 一般 | パスポート（3月間）による利用の場合        | 1人90日につき                  | 9,700円    |
|        |    |                           | パスポート（高齢者）（1年間）による利用の場合   | 1人1年につき   |
|        | 一般 | パスポート（高齢者）（半年間）による利用の場合   | 1人180日につき                 | 13,800円   |
|        |    |                           | パスポート（高齢者）（3月間）による利用の場合   | 1人90日につき  |
|        | 一般 | パスポート（障がい者等）（1年間）による利用の場合 | 1人1年につき                   | 25,000円   |
|        |    |                           | パスポート（障がい者等）（半年間）による利用の場合 | 1人180日につき |
|        | 一般 | パスポート（障がい者等）（3月間）による利用の場合 | 1人90日につき                  | 7,600円    |
|        |    |                           | 夏季の利用の場合                  | 1人1回につき   |
|        | 一般 | 障がい者等の利用の場合               | 1人1回につき                   | 540円      |
|        |    |                           | 冬季の利用の場合                  | 1人1回につき   |
|        | 一般 | 高齢者の利用の場合                 | 1人1回につき                   | 440円      |
|        |    |                           | 障がい者等の利用の場合               | 1人1回につき   |
|        | 一般 | トレーニングルームのみの利用の場合         | 1人1回につき                   | 430円      |
|        |    |                           | 夏季及び冬季以外の利用の場合            | 1人1回につき   |
|        | 一般 | 高齢者の利用の場合                 | 1人1回につき                   | 540円      |

|     |                    |           |         |      |
|-----|--------------------|-----------|---------|------|
|     | 障がい者等の利用の場合        | 1人1回につき   | 540円    |      |
|     | トレーニングルームのみの利用の場合  | 1人1回につき   | 430円    |      |
| 高校生 | 回数券による利用の場合        | 1人11回につき  | 3,500円  |      |
|     |                    | 1人22回につき  | 6,400円  |      |
|     | パスポート（1年間）による利用の場合 | 1人1年につき   | 19,500円 |      |
|     | パスポート（半年間）による利用の場合 | 1人180日につき | 10,700円 |      |
|     | パスポート（3月間）による利用の場合 | 1人90日につき  | 5,900円  |      |
|     | 夏季の利用の場合           | 1人1回につき   | 430円    |      |
|     | 障がい者等の利用の場合        | 1人1回につき   | 320円    |      |
|     | 冬季の利用の場合           | 1人1回につき   | 290円    |      |
|     | 障がい者等の利用の場合        | 1人1回につき   | 270円    |      |
|     | トレーニングルームのみの利用の場合  | 1人1回につき   | 270円    |      |
|     | 夏季及び冬季以外の利用の場合     | 1人1回につき   | 土曜日等    | 430円 |
|     |                    |           | 上記以外の日  | 350円 |
|     | 障がい者等の利用の場合        | 1人1回につき   | 320円    |      |
|     | トレーニングルームのみの利用の場合  | 1人1回につき   | 270円    |      |
| 児童等 | 回数券による利用の場合        | 1人11回につき  | 3,000円  |      |
|     |                    | 1人22回につき  | 5,600円  |      |
|     | パスポート（1年間）による利用の場合 | 1人1年につき   | 15,900円 |      |
|     | パスポート（半年間）による利用の場合 | 1人180日につき | 8,800円  |      |
|     | パスポート（3月間）による利用の場合 | 1人90日につき  | 4,800円  |      |
|     | 夏季の利用の場合           | 1人1回につき   | 320円    |      |
|     | 障がい者等の利用の場合        | 1人1回につき   | 270円    |      |
|     | 冬季の利用の場合           | 1人1回につき   | 240円    |      |
|     | 障がい者等の利用の場合        | 1人1回につき   | 220円    |      |

|                   |                   |                   |         |        |      |
|-------------------|-------------------|-------------------|---------|--------|------|
|                   |                   | トレーニングルームのみの利用の場合 | 1人1回につき | 220円   |      |
|                   |                   | 夏季及び冬季以外の利用の場合    | 1人1回につき | 土曜日等   | 320円 |
|                   |                   |                   |         | 上記以外の日 | 290円 |
|                   |                   | 障がい者等の利用の場合       | 1人1回につき | 270円   |      |
|                   |                   | トレーニングルームのみの利用の場合 | 1人1回につき | 220円   |      |
| 団体                | 一般                | 夏季の利用の場合          | 1人1回につき | 520円   |      |
|                   |                   | 冬季の利用の場合          | 1人1回につき | 490円   |      |
|                   |                   | 高齢者の利用の場合         | 1人1回につき | 440円   |      |
|                   |                   | 障がい者等の利用の場合       | 1人1回につき | 440円   |      |
|                   |                   | トレーニングルームのみの利用の場合 | 1人1回につき | 400円   |      |
|                   |                   | 夏季及び冬季以外の利用の場合    | 1人1回につき | 土曜日等   | 520円 |
|                   | 上記以外の日            |                   |         | 490円   |      |
|                   | 高齢者の利用の場合         | 1人1回につき           | 440円    |        |      |
|                   | 障がい者等の利用の場合       | 1人1回につき           | 440円    |        |      |
|                   | トレーニングルームのみの利用の場合 | 1人1回につき           | 400円    |        |      |
|                   | 高校生               | 夏季の利用の場合          | 1人1回につき | 350円   |      |
|                   |                   | 冬季の利用の場合          | 1人1回につき | 290円   |      |
|                   |                   | 障がい者等の利用の場合       | 1人1回につき | 270円   |      |
| トレーニングルームのみの利用の場合 |                   | 1人1回につき           | 250円    |        |      |
| 夏季及び冬季以外の利用の場合    |                   | 1人1回につき           | 土曜日等    | 350円   |      |
|                   |                   |                   | 上記以外の日  | 290円   |      |
| 障がい者等の利用の場合       |                   | 1人1回につき           | 270円    |        |      |
| トレーニングルームのみの利用の場合 | 1人1回につき           | 250円              |         |        |      |
| 児童等               | 夏季の利用の場合          | 1人1回につき           | 260円    |        |      |

|                   |                   |          |        |      |
|-------------------|-------------------|----------|--------|------|
|                   | 冬季の利用の場合          | 1人1回につき  | 240円   |      |
|                   | 障がい者等の利用の場合       | 1人1回につき  | 220円   |      |
|                   | トレーニングルームのみの利用の場合 | 1人1回につき  | 200円   |      |
|                   | 夏季及び冬季以外の利用の場合    | 1人1回につき  | 土曜日等   | 260円 |
|                   |                   |          | 上記以外の日 | 240円 |
|                   | 障がい者等の利用の場合       | 1人1回につき  | 220円   |      |
| トレーニングルームのみの利用の場合 | 1人1回につき           | 200円     |        |      |
| 親子                | 回数券による利用の場合       | 1組11回につき | 7,900円 |      |
|                   | 夏季及び冬季以外の利用の場合    | 1組1回につき  | 土曜日等   | 970円 |
|                   |                   |          | 上記以外の日 | 790円 |

備考

- この表において「団体」とは、20人以上をいう。
- この表において「高校生」とは、高等学校の生徒又はこれに準ずる者をいう。
- この表において「児童等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- この表において「親子」とは、一般と児童等の各1名ずつの1組をいう。
- この表において「高齢者」とは、利用日における年齢が満65歳以上の者をいう。
- この表において「障がい者等」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及び介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けている者をいう。
- この表において「夏季」とは、7月1日から8月31日までの日をいう。
- この表において「冬季」とは、11月1日から翌年の3月31日までの日をいう。
- この表において「土曜日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- パスポートの有効期間は、パスポートを購入した日から起算してこの表に定めるパスポートの区分に応じ当該区分に定める期間とする。

2 適用期間

令和3年11月1日から令和6年3月31日まで

山形県告示第834号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年11月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施する地域

最上郡真室川町大字内町地内

- 2 公共測量を実施する期間  
令和3年10月25日から令和4年2月25日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

#### 山形県告示第835号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年11月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
最上郡真室川町大字大沢地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和3年10月25日から令和4年2月25日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

#### 山形県告示第836号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年11月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
最上郡戸沢村古口地内から東田川郡庄内町狩川地内まで
- 2 公共測量を実施する期間  
令和3年10月20日から同年12月24日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（三次元点群測量）

#### 山形県告示第837号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年11月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
山形市の一部
- 2 公共測量を実施する期間  
令和3年11月1日から令和4年3月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（水準測量）

#### 山形県告示第838号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年11月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

##### 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

第1条 山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

|   |       |              |     |
|---|-------|--------------|-----|
| 〃 | 南山形支店 | 〃 大字松原300番地4 | 〃 〃 |
| 〃 | 宮町支店  | 〃 宮町二丁目2番27号 | 〃 〃 |

を

|   |       |              |     |
|---|-------|--------------|-----|
| 〃 | 南山形支店 | 〃 大字松原300番地4 | 〃 〃 |
|---|-------|--------------|-----|

に、

|   |       |          |     |
|---|-------|----------|-----|
| 〃 | 三日町支店 | 〃 幸町2番5号 | 〃 〃 |
|---|-------|----------|-----|

を

|   |       |          |     |
|---|-------|----------|-----|
| 〃 | 宮町支店  | 〃        | 〃 〃 |
| 〃 | 三日町支店 | 〃 幸町2番5号 | 〃 〃 |

に改める。

第2条 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を次のように改正する。

別表第2中

|   |      |              |     |
|---|------|--------------|-----|
| 〃 | 南館支店 | 〃 南館三丁目2番25号 | 〃 〃 |
| 〃 | 西田支店 | 〃 西田一丁目1番11号 | 〃 〃 |

を

|   |      |              |     |
|---|------|--------------|-----|
| 〃 | 南館支店 | 〃 南館三丁目2番25号 | 〃 〃 |
|---|------|--------------|-----|

に、

|   |      |   |     |
|---|------|---|-----|
| 〃 | 宮町支店 | 〃 | 〃 〃 |
|---|------|---|-----|

を

|   |      |   |     |
|---|------|---|-----|
| 〃 | 宮町支店 | 〃 | 〃 〃 |
| 〃 | 西田支店 | 〃 | 〃 〃 |

に改める。

附 則

この規程中第1条の規定は令和3年11月8日から、第2条の規定は同月15日から施行する。

## 企業局関係

### 告示

#### 山形県企業告示第3号

昭和54年3月県企業告示第1号（県公営企業に係る収納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年11月2日

山形県企業管理者 高橋 広樹

2 収納取扱金融機関の表中 「酒田市本町一丁目2番52号」を「酒田市中町二丁目5番10号」に改める。

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに山形市役所において令和4年3月2日まで縦覧に供する。

令和3年11月2日

山形県知事 吉村 美栄子

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ツルハドラッグ山形南原店  
山形市南原三丁目1番地2 外
- 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号  
代表取締役 八幡 政浩
- 大規模小売店舗の新設をする日  
令和4年6月19日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,210平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 駐車場の収容台数 42台
  - 駐輪場の収容台数 12台
  - 荷さばき施設の面積 48平方メートル
  - 廃棄物等の保管施設の容量 6立方メートル
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
イ 開店時刻 午前8時  
ロ 閉店時刻 翌午前0時
  - 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前7時30分から翌午前0時30分まで
  - 駐車場の自動車の出入口の数 3か所
  - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
- 届出年月日  
令和3年10月18日
- その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和4年3月2日までに知事に提出することができる。



る。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、タブレット端末（生徒貸出用）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年11月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（16階）
- (2) 日時 令和3年11月19日（金） 午後2時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 タブレット端末（生徒貸出用） 17,118台
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和4年3月24日（木）
- (4) 納入場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和3年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和3年1月29日付け県公報第175号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2718
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。

- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法  
規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和3年11月12日（金）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月10日（水）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出するとともに、併せて2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。
- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札により調達をする物品の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Tablet computers (lending devices for students)  
Quantity: 17,118
- (2) Time-limit for tender: 2:00 P.M. November 19, 2021
- (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan  
TEL 023(630)2718